

聖籠町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月7日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第4号

聖籠町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則
聖籠町児童手当事務取扱規則（平成24年聖籠町規則第22号）の一部を次のように改正する。
様式第24号を次のように改める。

様式第24号

住所（法人の主たる事務所の所在地） 第 年 月 日
氏名（法人名等） 種 聖籠町長

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年6月分	(円 月分保育料)	
年10月分	(円 月分保育料)	
年2月分	(円 月分保育料)	
年6月分	(円 月分保育料)	

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に聖籠町長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日（上記の審査請求に対する裁決を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告として（訴訟において町を代表する者は聖籠町長となります。）提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。